

# 清掃業務要領

1. 鷹巣技術専門校清和寮清掃業務は、この要領に基づき実施するものとする。
2. 清掃業務区域：別紙「清掃区域表」のとおり。
3. 清掃方法
  - (1) 床面
    - ① 清掃は、床面に適した資機材を使用して除塵する。
    - ② 清掃に当たり、備品類で移動の困難なものは、定位置にあるまま移動しないでよい。
  - (2) トイレ・洗面所・シャワールーム
    - ①床面タイルは除塵後モップで洗剤拭きする。
    - ②便器及び洗面台は適正な洗剤で洗浄し、タオルで拭き上げる。
    - ③壁及びドアは雑巾掛けし、鏡は空拭き又は専用洗剤で拭き上げる。
    - ④ゴミを捨て、消耗品を補充する。
  - (3) 低所塵払い  
扉間・仕切り・窓縁・カウンター等は、ハタキ、タオル、ダスター等により塵及び汚れを除く。
  - (4) 必要に応じて蜘蛛の巣とりを行うこと。
  - (5) 建物内から発生する塵芥は、指定されたビニール袋等に入れて指示された場所にまとめて置くものとする。
4. 清掃回数：別紙「清掃区域表」のとおり。